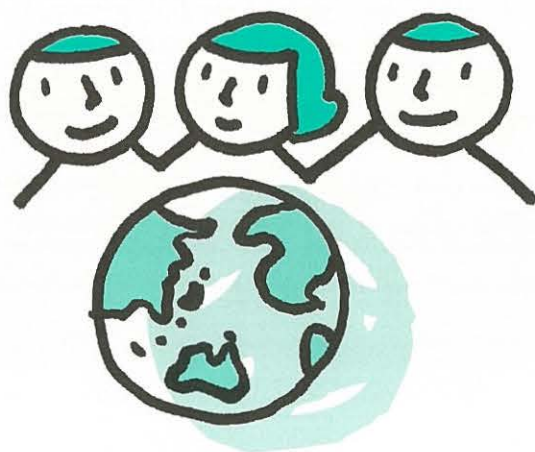


3 施策の方向 Ⅲ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり

男女共同参画社会の形成には、男女が対等な構成員として社会に参画し、社会的利益を享受するとともに、職業責任や家事・育児・介護などの家庭責任をともに果たしていく必要があります。様々な困難を抱える人々が、経済的・生活的・精神的・身体的に自立して、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるような社会環境づくりに向け、取り組みを進めます。

施策 1 ■ ■ ■ 生涯を通じた男女の健康支援

施策 2 ■ ■ ■ 困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備



施策 1・・・生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

本市では、「第2期健康くるめ21」の掲げる「健康寿命の延伸」を図るため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を基本的視点として、健診受診率の向上をはじめ、身体活動運動の推進、食環境の整備など、一次予防に重点を置いた取り組みを進めています。すべての市民が健康に過ごすことは、男女が自立し生活できる環境を整えるうえでの基本です。

女性も男性も互いの身体の特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であり、心身とその健康についての正しい知識・情報を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。特に女性は妊娠・出産を経験する可能性があることから、妊娠・出産期の母性保護は当然のこと、望まない妊娠の防止などに男女とも配慮する必要があり、各ライフステージにおける健康状態や課題に気付き、理解を深め、責任を持つことが大切になります。※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康支援と、併せて性感染症予防についても正しい知識の普及が必要です。

また、男性は40歳代で肥満の割合が4割を超えており、喫煙率や飲酒の頻度・量も他世代と比べて高い状況にあることや、20歳代から30歳代の女性の2割以上が「やせ」となっており、朝食を抜いたり運動の習慣がない人が多いなど、男女の生活習慣等の違いによる健康課題にも留意する必要があります。

平成10年に全国の自殺者数が3万人を超え、ここ数年は減少傾向にあるものの、本市でも毎年50人以上の人が自殺で亡くなっており、特に、男性は女性の2～3倍となっています。自殺の背景には様々な要因が複雑に絡み合っていますが、男性は、長時間労働による働き過ぎや生計維持を担う重圧、「男は弱音を吐くべきではない」という考えにより悩みを一人で抱え込み、精神的に孤立しがちであることも影響していると指摘されています。心の健康に問題がある人のサインを見逃さないよう、地域や職場など周囲の「気付き」を促すための働きかけや、正しい知識の普及啓発が必要です。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年の国際人口・開発会議において提唱された概念。女性の一生を通じての身体と性に関する健康を保障し、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任を持って自由に決定できる権利を尊重し、広く生涯にわたる健康の確立を目指すもの。

事業の方向性

- ◇男女が生涯にわたり健康な生活を営み、適切に自己管理をしていくことができるように、地区担当保健師の活動や各種健康教室等の開催などを通じ、ライフステージに応じた心身の健康づくりを推進するとともに、健診受診率向上のため、職域との連携や受診環境の整備を図ります。
- ◇妊娠・出産に関する正しい知識の普及等を行うとともに、性感染症の予防・早期発見につなげるための啓発等を推進します。

具体的事業

●ライフステージに応じた健康づくりへの支援

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
57	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性が心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・更年期・高齢期における健康に関する講座の開催や情報の提供・相談体制の充実に努める。		男女平等推進センター 健康推進課 地域保健課
58	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び推進・相談体制の充実	あらゆる機会を捉え、悩みを抱えたときには誰かに相談すること、また悩みを抱えた人の発するSOSのサインやその対応について学校・企業などと連携し積極的に周知するとともに、相談体制の一層の充実を図る。	一部 ○	保健予防課
59	食生活改善地区活動の促進	久留米市食生活改善推進員協議会と連携し、地域の住民を対象に、生活習慣病予防・地産地消推進のための調理実習の実施や、食を視点とした健康づくりを啓発するための各種イベントへの参画などにより、市民の食生活の改善に向けて取り組む。		健康推進課
60	生涯スポーツ振興体制の整備	地域における市民スポーツの活性化を目的に、スポーツ推進委員等と連携し、仕事や子育て等で普段運動していない人が身近にスポーツに親しむことができるよう環境整備を行い、市民の健康増進を図る。	○	体育スポーツ課
61	生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種健康診査を実施し、男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進する。 ・生活習慣病予防健康診査(35～39歳) ・特定健康診査・特定保健指導(40～74歳)		健康推進課
62	健康教育・相談事業の充実	生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康を増進するために、青年期からの健康教育・健康相談を重点的に実施し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。		健康推進課 地域保健課

●妊娠・出産と性に関する健康への支援

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
63	性感染症の相談・検査の充実	夜間即日 HIV 相談・検査を6月1日～7日のHIV検査普及週間、8月の盆帰省時、12月1日の世界エイズデー時の年3回、及びHIV、性感染症に関する相談・検査を毎週水曜日に実施する。 また、市内の大学・短大・専門学校や各市民センター等のほか商業施設(インターネットカフェ・コンビニエンスストア等)や企業へ検査案内のポスターやちらし・パンフレットの配布や成人式での検査案内カードの配布、依頼があった高校へ性感染症に関する出前講座を実施するなど、人が集まる場での効果的な普及啓発活動を行う。		保健予防課
64	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	妊娠から出産、育児についての正しい知識を啓発するとともに、妊婦同士や子育て中の母親との交流を進める取り組みや妊婦健康診査を実施し、出産を控えた妊婦に対して、きめ細かい支援を行う。また、妊娠を希望する女性に対して、不妊治療の相談と支援を引き続き実施する。		健康推進課 地域保健課
15	健康教育や性教育の指導の充実【再掲】	健康教育や性教育に係る教科や学級活動、総合的な学習の時間等における児童・生徒の発達段階に応じた系統的な授業が行えるよう男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の視点を踏まえた指導の充実を図る。		学校教育課

施策 2・・・困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

未婚や離婚に伴う単身世帯やひとり親世帯の増加など家族の変容、非正規労働者の増加など雇用・就業をめぐる変化、地域の人間関係の希薄化などを背景に、生活上の困難に陥りやすい人々が幅広い層に広がっています。これらの人々は様々な困難を複合的に抱え、長期にわたりその状況から抜け出せず、次世代に受け継がれる状況にあることが指摘されています。こうした中、セーフティネットの機能として貧困など生活上の困難に対応するとともに、その世代間連鎖を断ち切るため子どもへの教育支援を行うなど、個人の生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。

ひとり親家庭については、その多くが一人で生計の維持と育児を担っており、負担感が大きくなっています。また、複数の問題を抱えていることも多く、生活面の支援や就労支援など幅広い支援が必要であり、それらが有効に活用されるような情報提供が求められています。

平成27年4月現在の本市の高齢化率は24.6%で、確実に高齢化が進展しています。そうした中で高齢者の介護は大きな問題と言えますが、特に家庭内での介護は女性の役割という意識がいまだに強く、市民意識調査でも、妻・嫁・娘という立場の女性が中心に担っている状況がうかがえます。一方で、今後は、高齢者夫婦世帯における夫による妻の介護、単身男性による親の介護など、男性がケア役割を担う家庭が増えると考えられます。これまで男性は家庭内でケア役割を担うことが少なかったことなどから、こうした立場の男性への配慮が求められます。また、障害をもった人やその家族などへの経済的・生活的自立に向けた支援も必要です。

本市で生活する外国人の数は増加傾向にあり、言葉や文化等の違いから生活上の困難を抱えている人も少なくありません。お互いの文化を理解しあい、ともに地域社会を築いていくことができるよう、外国人市民のニーズに沿った情報提供や支援の充実が必要です。さらに、※性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々の人権問題が顕在化しつつあり、その理解の促進が求められています。

近年、女性の貧困が社会問題となっていますが、その背景には、女性は育児や介護などで就業を中断しやすく、また、固定的性別役割分担意識とそれに基づく就業構造により非正規雇用につきやすいこと、さらにこうした働き方の積み重ねの結果として年金水準等が低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題が指摘されています。男性についても、父子世帯や一人暮らしの高齢者が地域で孤立しがちな傾向にあることや、「男性は稼いで家族を養うもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」というプレッシャーが男性を困難な状況に追い込んでいるという指摘もあります。男女で異なる困難な状況を踏まえ、自立に向けた力を高めるとともに、それを支える社会環境の整備が求められています。

※性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

事業の方向性

◇男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が、地域で安心して自立した生活が維持できるよう、子育て支援をはじめ、高齢者の自立支援及び介護予防、障害者の相談支援事業、外国人への生活支援などに取り組みます。

具体的事業

●子ども・子育てに関する支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
65	乳幼児健康診査・育児相談等の実施	乳幼児健康診査により、乳幼児の健全な育成を図り、発育や精神面等において問題のある乳幼児を対象として、発達相談事業を実施する。また、保護者の子育てに対する不安解消を図るため、母子保健に関する各種健康相談を実施する。		健康推進課
66	子ども・子育て支援総合相談事業の実施	子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った総合相談窓口を地域子育て支援センター等に設置し、子育てへの負担・不安の軽減や地域とともに見守るしくみづくりを目指す。	○	家庭子ども相談課
67	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備	児童虐待を未然に防ぐために、要支援家庭を様々な子育て支援事業や子育て支援機関につなぐ仕組みを整えるとともに、関係機関や市民に対して虐待防止に関する広報・啓発活動を行う。 また、「子ども見守り地域ネットワーク」の構築により、子育て家庭の孤立を防止し、児童虐待防止のための体制充実を図る。		家庭子ども相談課

●生活上の困難に直面した人々への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
68	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童、父母のない児童の生活の安定と自立を支援するため、医療費を助成する。		医療・年金課
69	ひとり親家庭に対する就業支援事業の実施	ひとり親家庭の母又は父等が、看護師等の就職に有利な資格の取得や、職業能力開発のための講座等を受講する際に、給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高卒認定試験合格支援事業 ひとり親家庭等就業・自立支援センター等との連携により、就労支援講座や就業情報の提供を行う。 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就職を支援する。	一部 ○	家庭子ども相談課
70	ひとり親家庭日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭の母・父が、急な病気や残業のときなどにヘルパーを派遣し、家事を支援する。		家庭子ども相談課
71	母子・父子・寡婦福祉相談の充実	ひとり親家庭等の生活の安定、自立を目指し、住宅、手当、就労、貸付等について助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じた相談員の資質の向上を図っていく。		家庭子ども相談課
72	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施	母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や就学支度資金など12種類の資金貸付を行い、経済的自立を支援する。		家庭子ども相談課
73	母子生活支援施設の運営	経済的・社会的に援助を必要とする母子家庭の母と児童をとともに保護し、自立に向けて援助することを目的として、母子生活支援施設を運営する。 また、支援体制の強化に向けた取り組みについて検討を進めていく。		家庭子ども相談課

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
74	母子・父子家庭、高齢者・障害者の市営住宅優先入居	市営住宅の定期募集とは別に、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、入居機会を拡大させる。		住宅政策課
75	久留米市生活自立支援センター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、支援員がどのような支援が必要かを相談者に寄り添いながら考えて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	○	生活支援第2課
76	学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どものいる世帯(主に中学生)を対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	○	生活支援第1課 生活支援第2課
77	子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、学校終了後に生活習慣の習得の支援や学習の支援、食事の提供等を行う。	○	家庭子ども相談課
78	子ども食堂支援事業	様々な家庭の事情を抱えた子どもの生活向上を図るため、食事の提供を行うとともに、地域との交流や生活習慣の習得の支援などを行う。	○	子ども政策課

●高齢者、障害者、外国人等への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	新規	担当課
79	消費生活啓発講座・相談実施	高齢者が被害にあいやすい二重電話詐欺や悪質商法などについて、相談や啓発を実施することで、安心して暮らせる環境の整備を図る。		消費生活センター
80	障害者相談支援事業の実施	障害者の地域における相談支援体制の中核をなす基幹相談支援センターの設置をはじめ、障害者やその家族などからの相談に応じる相談窓口を拡充し、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるように支援を行う。		障害者福祉課
81	高齢者・障害者等の権利擁護の推進	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になっても、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度など権利擁護に関わる制度を周知し、利用を促進する。		長寿支援課 障害者福祉課
82	家族介護支援の充実	家族介護者の介護の負担軽減と孤立化防止のため、介護教室等を実施する。		長寿支援課
83	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者や介護者の様々な相談に対し、地域包括支援センターを核とする身近な地域の相談窓口を設置し、適切な支援を行う。		長寿支援課
84	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点に立つ公共施設等の整備推進	高齢者や障害のある人、妊産婦や乳幼児連れの人などを含む市民が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるように、関係法令を踏まえ、公共施設の整備を推進する。		全庁
85	本市に在住する外国人への生活支援の充実	関係団体等と連携し、日本語教室や無料相談会などを実施し、参加者が抱える課題や問題などの把握に努める。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努める。さらに、多言語での生活情報をスマートフォンなどで容易に入手できるように、「外国人のための生活ガイド」の適切な運用を図る。 (具体的な取り組み) ・日本語教室の開催 ・無料相談会の開催 ・「外国人のための生活ガイド」サイトの運用		観光・国際課
86	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に関する啓発の推進	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。	○	男女平等推進センター 人権啓発センター